

令和5年度第7回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年10月6日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(14名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	4番	石渡文久
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
		14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主任主事 今川 大輔

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より、令和 5 年度第 7 回農業委員会総会を開催いたします。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、令和 5 年 1 月 9 日（木）、会場は佐倉市役所 議会棟 2 階第 4 委員会室におきまして、午後 1 時 3 0 分から開催いたします。

なお、総会終了後には千葉県農業会議から講師を招き、農業者年金加入促進及び地域計画策定に係る研修会を開催いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 4 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 7 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 会議事録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいただきます。会議録署名議員の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号 6 番 鈴木孝徳委員、議席番号 7 番 林 重孝委員を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について

以上、3議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。

事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案につきまして、説明させていただきます。

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、3件 7筆の審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書・許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明のありました、議案第1号第1項につきましては、梅澤委員より調査報告をお願いいたします。

○梅澤委員

議席番号1番 梅澤です。議案第1号 第1項の調査報告をいたします。

●●●●に住む権利者の ●●●●さんは、水稻専業農家です。

農業経営の規模拡大と効率化を図るため、耕作地の隣接農地を所有している義務者●●●●に住む ●●●●さんに相談したところ、話がまとまり大佐倉の田 ●筆 ●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第2項につきましても、梅澤委員より調査報告をお願いします。

○梅澤委員

議席番号1番 梅澤です。議案第1号 第2項の調査報告をいたします。

●●●●に住む権利者の ●●●●さんは、水稲専業農家です。

農業経営の規模拡大と効率化を図るため、耕作地の隣接農地を所有している義務者●●●●に住む ●●●●さんに相談したところ、話がまとまり大佐倉の田 ●筆 ●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第3項につきましても、事務局より調査報告をお願いします。

○事務局

農業委員会事務局の今川です。

議案第1号 第3号の調査報告をいたします。

権利者である ●●●●にお住いの ●●●●さんは、水稲を中心とした農業経営を行っています。

農業経営規模拡大を図るため、近隣に水田を所有している小竹に住む義務者 ●●●●さんに相談したところ、話がまとまり、先崎の水田 ●筆 ●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ございませんか。

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第3項は許可と決しました。
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

総会議案の2ページをご覧ください。
議案第2号につきまして説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請1件について、千葉県知事への意見について審議を求め
るものでございます。
議案第2号第1項について説明いたします。
申請者の●●●●に住む ●●●●さんは、●●●●に住む父親の ●●●●さんが所有す
る太田の畑●筆 ●●●●㎡実測●●●●㎡を専用住宅用地として、転用を伴う使用貸借によ
る権利設定を申請するものです。
申請地は、●●●●の東南方向に位置する台地上の畑地帯にあり、●●●●にほど近く、周
囲は住宅も見られる市街化調整区域内の第2種農地の畑です。
生活排水は、浄化槽処理後に道路側溝へ放流し、雨水は敷地内浸透するものです。
許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、
許可要件を満たすものと考えます。
以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。
申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦勞様でございます。
自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。
なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人（●●）

私、●●県●●で行政書士をしております●●●●と申します。
どうぞよろしく申し上げます。
こちらは開発許可の申請関係をやっているものです。

○申請人（●●）

●●県●●の方で設計事務所をやっております。
●●●●の●●●●と申します。
よろしく願いいたします。

○申請人（●●）

今回の申請ですが、申請人は●●●●さんです。
現存、●●●●の●●●●でアパート住まいしております。
奥さんと2人暮らしです。子供さんが生まれるということもありまして、
現在のアパートだと、ちょっと狭いということと、使い勝手が悪いということで、

自己用住宅を建てるという計画を立てております。
実家のご両親に相談したところ、お父様が所有している畑がご実家の近くにあるということ
でして、そこであれば自己用住宅を建てるということについては、異議ありませんという
ことで、無償ですね、使用貸借契約ということで、この畑をですね、転用して家を建てる
ということをご承諾してということですので、ここに住宅を建てたいということですので、
農業委員の皆様のご承諾を、許可をいただきますようお願いいたします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

9番立田です。2点ほどお願いいたします

開発指導開発担当との調整区域の開発ですので、協議がどの辺まで進んでいるのかという
ことを一つ、もう一つは現在文化財調査が行われているようですが、その進捗状況と見直し
をお願いします。

○議長

申請人。

○申請人（●●）

開発許可を担当している●●●●の●●からご説明します。

○申請人（●●）

回答いたします。

まず、開発許可の方ですが、現在開発許可、提出して、訂正終わって、農業委員会様の許可
を待っているような状況であります。

また埋蔵文化財発掘調査なんですけれども、これは文化課の方から先日ご連絡ありまして、
本調査、今月中旬から下旬にかけて完了するというので、ご連絡をいただいております。
以上です。

○議長

立田委員よろしいですか。

○立田委員

はい。

○議長

他に何かございますか。

ないようですので、申請人の方は退席をお願いします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項・第2項につきまして、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願
いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号につきまして、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものです。

利用権の種類といたしましては、使用貸借件の設定は、1件 3筆 1, 629㎡。

賃貸借権の設定は、27件 78筆で5万2千145㎡。

合計 5万3千774㎡でございます。

いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案の4ページから12ページを参照願います。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

申請番号2番につきましては、鈴木委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いします。

———（鈴木委員退席）———

○議長

それでは、鈴木委員が退席いたしましたので、審議を行います。

議案第3号について、何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

○議長

林委員

○林委員

議席番号7番の林です。

申請番号の4番から19番まで、●●●●の●●●●さんという方が借りるというふうになっているみたいですが、一応確認のために、どういうものを作られるか、教えて下さい。

○議長

事務局長

○事務局長

こちらはですね、もともと以前にですね、●●●●地区で、●●●●が桜の木、苗木を植えてまして、そのあと●●●●が撤退してしまって、桜の苗木がどんどん大きくなって、所有者が困っていたというところがございます、木を切るのにもお金がかかるというところもございまして、そういう中でですねその●●●●さん、●●●●の業者ですけども、その方がきて、桜の木を伐採して抜根して、作物を作る、牧草作るということで、その代わりに5年間無償で

貸しますよ。

6年目からは地代ももらいますよということで、●●●●地区、地域がですね、まとまって、皆さんで話し合いをして、●●●●さんが来て、耕作をされてるといような実態でございます。その土地がずっと使われてなかったということもございまして、堆肥を入れたりですね、そういったこともしまして、牧草を作っているということでございます。以上でございます。

○議長

林委員

○林委員

この●●●●ってのは既に隣接のところを借りてると思うんですが、近隣の耕作者によりますとたい肥を運んで牧草を作るという名目になっているんですけども、どうもたい肥の捨場になっているのではないかとということで、例えばたい肥を持ってきて本来ならば散らばしてすぐにすきこまないといけないのにそのままほっぽって風向きによってはかなり匂うということで、近隣の耕作者からもうここでは農業出来ないから移ろうかということも考えているという状況なんです。本来は今言ったようにすぐこう、広げたらですねすきこまないといけないところなんですけど、その辺の管理をですね市の方から指導していただきたいということで、耕作者がもうここは嫌だからほかに移るんだということがないようにですね、指導していただきたいということです。以上です。

○議長

事務局長

○事務局長

私が以前、農政課に居た時もですね、最初に借りて耕作を始めた時に、市内4ヶ所からですねたい肥を持ってきたんですけども、そのうちの1ヶ所から持ってきたものは、ちょっと生に近いような状態で、かなり私も現地見ましたけども、かなり臭いありました。その時に●●●●の社長さん、専務さんと呼んで現地を立ち会ってすぐにすきこむように指導した経緯はございます。

その後、私もちょっと離れちゃったんですけども、前々事務局長の報告書を読みますと、その辺もしっかり指導しているというところ。

ただ面積がだんだんこう広まっているので、しかも●●●●から来てるとということで、若干その辺で時間差、市内から堆肥を持ってくる、すぐトラクターかければいいんですけども、ちょっと時間置いてる部分もあって、何度か指導した経緯ってのは私も把握しておりますので、今、林委員が言われたようにですね、その辺の指導はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

林委員よろしいですか。

○林委員

はい。

○議長

他にございますか。

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第3号について承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手多数であります。よって議案第3号は原案のとおり承認と決しました。
鈴木委員を入室させてください。

————（鈴木委員入室）————

○議長

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして審議を終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

事務局より報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項につきましては、総会議案13ページから19ページをご覧ください。
農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が4件。
農地方第4条第1項第7号の規定による届け出が2件
農地方第5条第1項第6号の規定による届け出が3件。
利用権の中途解除に係る通知書が3件。
地目変更登記に係る法務局からの意見照会が5件。
農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出が1件となっております。
以上、報告いたします。

○議長

以上をもちまして、令和5年度第7回農業委員会総会を閉会といたします。
お疲れ様でした。